

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第 5 回豊島区基本構想審議会
事務局（担当課）		豊島区長期計画担当課
開催日時		令和 6 年 7 月 30 日（火）18 時 30 分～20 時 23 分
開催場所		507～510 会議室
会議次第		1 開 会 2 議 事 （１） まちづくりの方向性 1・8 について
公開の 可否	会議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非 公 開 ・ 一 部 非 公 開 の 場 合 は、その理 由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非 公 開 ・ 一 部 非 公 開 の 場 合 は、その理 由
出席者	委 員	市古太郎（東京都立大学都市環境学部教授）、柏女霊峰（淑徳大学総合福祉学部教授）、金子一彦（東京学芸大学大学院教育学研究科特任教授）、金潔（大正大学社会共生学部教授）、滝澤美帆（学習院大学経済学部教授）、萩原なつ子（国立女性教育会館理事長）、原田久（立教大学法学部教授）、市原昭（公募区民）、大村晴美（公募区民）、奥村実穂（公募区民）、平松恵一郎（公募区民）、吉田由希恵（公募区民）、塚田ひさこ（区議会議員）、高橋佳代子（区議会議員）、芳賀竜朗（区議会議員）、細川正博（区議会議員）、垣内信行（区議会議員）、天貝勝己（副区長）、上野雄一（副区長）、金子智雄（教育長）
	区側 出席者	区長補佐担当部長、総務部長、危機管理監、施設整備担当部長、区民部長、文化商工部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、池袋保健所長、子ども家庭部長、児童相談所長、都市整備部長、建築担当部長、土木担当部長、会計管理室長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、区議会事務局長
	事務局	政策経営部長、企画課長、施設計画担当課長、長期計画担当課長、財政課長、行政経営課長、財政改革担当課長、情報管理課長

審議経過

1. 開 会

事務局： 皆さん大変お待たせいたしました。それでは定刻になりましたので、ただいまから第5回豊島区基本構想審議会を開催させていただきます。

本日の出欠について申し上げます。本日は対面とオンラインを併用して審議会を実施しております。会場で出席される委員のほか、オンラインでM委員、P委員、C委員、J委員の4名が出席しております。O委員からは欠席のご連絡をいただいております。I委員は遅れての参加と聞いております。

資料は事前にお送りさせていただきましたが、お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。本日の資料について、事前にいただいたご意見への回答を、当日配布資料として机上、またメールで配布しておりますので、ご確認をお願いいたします。

記録のため録音させていただきますのでご了承ください。発言される際には、マイクをお渡ししますので、マイクをご使用ください。オンラインで参加されている皆様は、発言の際は手を挙げていただければと思います。

それでは、原田会長、議事の進行をお願いいたします。

原田会長： それでは、早速議事に入りますけれども、いつものように傍聴の確認をいたします。今日、傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局： 3名いらっしゃいます

原田会長： ご案内してください。

(1) まちづくりの方向性1・8について

原田会長： それでは、早速、議事に入りたいと存じます。本日の議題は2点、まちづくりの方向性1の施策と8の施策について、審議をしたいと存じます。

終了時間は前回同様8時を予定しておりますけれども、議事の進行状況によりましては、少し8時を超えることもありうるかもしれません。ご承知おきください。

それでは、早速、議題1のまちづくりの方向性1に入ります。本日は、まちづくりの方向性1「共に支え合う安全・安心なまち」に関連する施策です。事務局からのお知らせにもございましたように、個別の施策の審議につきましては、時間がもったいないので、資料説明は省略、質疑応答形式で進めたいと存じます。よろしくをお願いいたします。オンライン参加の4名の委員の方々におかれましても、是非、積極的にご発言くださると幸いです。

審議の前に現在の施策の体系図について、事務局から説明をお願いしたいと思いますが、前回同様ちょっとだけ目線上げて、10年後を想像しながら、是非、議論をお願いしたいと存じます。手前のことがどうでもいいというわけではありませんで、我々のゴールというのは計画を作ることです。豊島区のビジョンを描くということですから、少しだけ目線を上げて議論してくださると幸いです。それでは事務局説明よろしくをお願いいたします。

事務局： それでは資料5-1をご覧ください。現時点での施策体系図となっております。審議会のスケジュールに合わせて、各施策の内容を順次検討しているところですが、体系もそれに伴って、また修正を行っております。今回はまちづくりの方向性

8の部分が変更となっております。8－③の「ウォーカブルな都市づくり」については、8－①「地域の特性を生かした都市づくり」と統合しております。その下の④「地域公共交通の推進」についても、同様に8－①と統合しております。

その下の8－⑤「人にやさしい道路・橋梁づくり」については、8－①と1－①－4「災害に強い都市の実現」にそれぞれ統合しております。

今後ご審議をいただく方向性についても、区民の方へのわかりやすさを重視して適宜再編をしてまいりたいと考えております。

また前回の審議会でも申し上げましたが、この8つの区分が本当に適切なのかどうかということについても、改めて精査を行っております。前回の審議会でも、J委員より包括性という視点、方向性ごとの連動性のある視点を含めた方が良いというご意見もいただいたところです。改めて包括性という視点や、区民の方へのわかりやすさ、豊島区らしさという視点で精査を行い、再度の審議をお願いしたいと考えております。次の9月の審議会では、事務局から改めて案を提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、まちづくりの方向性1と8について、各施策のご審議をお願いいたします。不足している視点がないかなと、是非ご意見をいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

まちづくりの方向性1について

原田会長： それでは、まちづくりの方向性1の各施策について、ご質問、ご意見がおありの方いらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。いかがでございましょうか。どんなことでも結構です。是非、公募の区民の方々からおっしゃってくださいと。ではD委員どうぞ。

D委員： まず1についての内容の中で、つながりという面で、「地域における区民参画・協働の推進」という部分について、この中に地域コミュニティという内容が示されていて、町会・自治会・管理組合・NPOなどということなんですけども、実際私の家の前が区民ひろばでして、私の妻も町会の役員をやっていたりしますけども、現実的には町会は地元の自営業の方を中心に、年齢構成がすごく上がっている。それから区民ひろばを見ていても、前が老人憩いの家という名前だったりしたものですから、年齢のいった方とそれからやっぱり幼児の遊び場的な使い方、そういう2点で、いわゆるこの中にもありますが、やっぱり区民の活動に参加する人と全く参加しない人では、参画しない人の方が圧倒的に多分多いんじゃないかなと思うんですよね。そういう意味で、つながりという施策を強調するにあたって、どう参加しない人を引き込んでいくか、中身にもいろいろ書かれていましたけれども、特にアンケートなんかも、多分参加している人のアンケートが中心だと思うので、声なき声をどう拾い上げるか、そこに一人住まいの高齢者、それから母子家庭であるとか、なかなか声の出ないところの声を聴くということ、この辺の区民参画・協働の中でより強めて拾い上げていくということが、必要ではないかなというふうに感じました。

この中に一つ、前回もそうなんですけど、今回は「区民ひろば」というのが一つのキーワードになっていて、文化面でもそうですし、それからコミュニティを繋げる意

味でも、「区民ひろば」というキーワードがいくつも出てまいりますから、その辺をどう活用して、もうちょっと私の家の前の区民ひろばも多様な人が来てくれるような活動になるか、そうすると 10 年後ももうちょっと区民の繋がりが広がるのではないかなというふうに思いますので、その辺を、どこがどうということは今言えないですけども、強調して、施策に入れていただければと思います。以上です。

原田会長： いかがでしょう。

区民部長： どうもありがとうございます。区民部長でございます。

まさに今の委員のご指摘の通りで、幼児と高齢者の方々の利用、幼児というのはお母さんとか保護者の方もいらっしゃいますので、実際には大人の方はそういった世代、それから高齢者、区民ひろばもそうですし、そして町会も担い手が不足している、そういう課題は、もうこの 10 年ぐらい同じような状態が続いています。私、実は地域区民ひろば課長を 15 年ぐらい前にやっており、今年 4 月に区民部長になりましたが、その時とほとんど変わってないような状況が見てとれて取れました。

ですから、そういうような観点から、この基本計画の方針の中でも強調してはいますけれども、今後やはり具体的な事業として、施策としては、さらにそういった取組を進めていけるように、そのためには今委員ご指摘いただいたアンケートなども、要は利用者の声なんですね。実際に使っていない、使ったことのない人の声というのはそこに入っていないので、実際にはそういったところも、例えば大学だとか、チームとしまという企業さんとの連携の部分があります、そういったところと連携しながら、いかにそういう中間層、若い人を入れていくかということ、具体の事業としては考えていきたいというふうに思っております。

原田会長： いかがでしょうか。

D 委員： 現実をすごくご承知なので、是非とも、よろしくお願いしたいと思います。

原田会長： この辺りは計画の中に書くのは簡単ですけど、なかなか具体的な実行策を伴うことが非常に難しい分野ということですよ。計画そのもので目指すべきところというのは、かなり共通しているのかもしれませんが、ただもう少し細かく繋がるべき人というか、「べき」というのは誰にとってなのかという、本当の潜在的なニーズがあって、うまくそれが表出できてないような人を繋ぐということも大事だろうと思いますし、繋がりがたくない人にとっては、ここにこういう拠点があるんだよということだけでも情報提供するとか、いろんなニーズを踏まえた、こういう計画の中の書きぶりみたいなところもあるのかなという気がいたしました。

他いかがでしょう。では Q 委員。

Q 委員： 今のお話と関連させていただく話になりますが、実は大正大学の社会福祉学科では、コロナ禍前はずっと、授業の一環として、サービスマーケティングで区民ひろばでずっと学生たちが活動してきたんですね。学生たちの視点で、例えば幼児と高齢者しかいない、参加していないという視点から、例えば障害者の参加とか、父親の参加とか、土曜日に開催するとか、いろんな学生たちの参加から、区民ひろばが進化、変わっていったという経緯もあって、そういう活動って本当は学生たちから入るということ、30 代、40 代とかのもっと若い層たちが入っていくということがすごく重要かというふうにも思っています。それと、実はもう皆さんもご存知のように、

外国人が多く住む豊島区の中でも、小学校とか外国籍の子どもたちとかも多くいるんですけど、その親御さんは逆に区民ひろばをなかなか利用してない状況でもあって、東アジア文化都市の開催の際も外国人にいかに来てもらうのかということで、外国語で歌う時もなかなか来てもらえないこともあって、うちの留学生を参加させていたという経緯もありました。ですので、この地域コミュニティを1番に持ってきていた時は、私はすごい区民参加という視点でも、学生たちは必ずしも住んでいないのですが、でも参加していくという視点から言うと、是非大学という資源も活用していただきたいですし、この部分について大正大学は協力や貢献できる部分なので、また是非一緒に考えていきたいなというふうに思っています。

付け加えさせていただくと、区民ひろばというのは、本当に23区の中でも、大変特徴ある、PRすべき場所でもありますし、コミュニティソーシャルワーカーがいるというのもすごい特徴あるところなので、是非PR活動というか、豊島区らしさというところでも、アピールしてほしいなというふうに思っているところです。以上です。

区民部長： 区民部長です。本当に区民ひろばは、まさにおっしゃる通り、豊島区らしさ、23区でもPRすべき施設だというふうに思っております。大正大学の皆さんも、私もよく知っています。サービ斯拉ーニングのお話もありましたが、インターンシップ等でも大正大学の学生さんには参加していただいております。これについては、事業としては東京音楽大学との連携の事業もありますし、様々、立教大学とも関わっていただいている部分もありますので、区内の8大学あります大学生の参加を、これから大学生からの若いアイディアなどを取り入れながら、事業を進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

原田会長： では、H委員から。

H委員： ありがとうございます。いよいよ施策の具体的な体系の方に入ってきたので、おっしゃるように、10年後を見据えた事業がどのように展開していくのかということも含めて、ちょっとこの書き方というか、見方について、ちょっと疑問に思うところが多々ありますので、そこら辺からお話したいなと思えます。

わかりやすく事例を挙げた方が一番早いのかなというふうに思いますので、例えば、議会では、いろんな分野、角度でいろんな議論があります。例えば、区民の住宅施策に光を当てて話しますと、私の住んでいる長崎とか南長崎地域は、今不燃化特区だとか、非常に老朽化した住宅が多いために、かなり取り壊しが多くて、立ち退きを迫られたケースがあって、高齢者などの住まいがなくなってしまうための施策として、安心住まい住宅というのがあるんですね。このページで言うと40ページで、主な事業で「安心住まい提供事業」という名前が載っています。こちら240と書いてあるんですが、この240というのは、おそらく未来戦略推進プランのいわゆる計画事業に載っている番号かなというふうに、私ちょっと思ったんです。これは今の現在計画事業に載っているもの、未来戦略プランで240を見ると、住宅修繕リフォーム資金助成事業となっていて、安心住まいのところはそうになってはいないんだと思うんですね。掲載している場所とかは後でいいのですが、ここはこういう見方だと思うんですね。これが実際に、今現状は、長崎、南長崎地域の方たち

の生活相談は、結構我々議員の方に寄せられますけど、それに対応する住宅が今1戸もないんですよ。1戸も空いてないんです。従って、そこに住み慣れた人が、安心して住み続けられるという施策の方向は出ているんですけども、いろいろチェックシートとか、良質で長く住み続ける住環境整備とありますよね。この整備という方向性は出されているし、チェックシートにも載っているんですけども、いざ具体的にこの事業をどこまで持っていくのかなというふうに見た時に、主な施策の代表的な指標というのはあるんですけど、その指標が43ページに今回載っていますが、その方向性が書かれた文言は一つもないです。従って、私が10年後を見据えた時に、こういうような人たちの施策はどこまで持っていくのかというのがすごくわかりにくいので、これがまず今回示された問題については、つまり今必要としている人たちが待ってらっしゃるんですけども、空きがない。豊島区全体を見ますと、空きは何戸かあります。けども、例えば長崎とか南長崎の地域の方たちがそこに住み続けたいわけだから、そこに施策としてなければ、そこには住んでなくて、駒込だとかいう大塚とか、そちらの方の空いているところには可能性はあるんですね。だから従って、地域別にそこに持っていく人たちが、そこに住み続けたいという指標があるならば、その地域にどれだけそういう人たちの数を反映させていかなきゃ駄目だというのは、全然これに反映してないんですね。これは、そういうものが多々他にもあります。今、例えばの例で言いました。

家賃補助についても、セーフティの家賃補助の累計も載っていますが、現在目標値について、継続となっていますけど、これは何の事業を家賃助成で持っていくのかというのがないんですよ。つまり、高齢者の住み替え家賃助成事業やファミリー世帯家賃助成事業の名前は出ていますが、具体的に家賃補助という括りはあっても、その個別の事業はどこまで持っていくかというのはありません。

こういう見方をしていくと、後で申し上げようと思ったんですけど、他の8のまちづくりの方でもありますので、まず、その見方について少しご説明いただきたいなというふうに思います。

原田会長： どうでしょう。

事務局： まずチェックシートの主な事業について、括弧書きで書いてある部分については、ご指摘の通り未来戦略プラン、この基本計画の実施事業で、今、計画事業として位置づけられているものを掲載しております。240と書いてあるのは、実施計画の中で、今、実施計画を見ているのですが、安心住まい提供事業というふうに書かれておりまして、基本的にはこの計画事業で書かれている言葉と一致します。すみません、お手元にあるのが一つ前の2023年の未来戦略推進プランでして、現在最新の未来戦略推進プランを見ると、240にその事業が書かれておりまして、そこと一致するように記載をしております。

お手元に最新のものでない未来戦略プランがあり、失礼いたしました。

事務局： チェックシートの、具体的な取組方針、活動指標等と、具体的な事業の方向性なんですけれども、どうしても施策の中に複数の事業があるものから、一つ一つの事業の方向性については、基本的には実施計画や分野別計画で表すようになっていて、どうしても施策レベルですと、5個とか10個の事業が入っていますので、一

つ一つの目標まで提示していないということでございまして、一番その指標を大きく表すような指標を提示しているということで、網羅されてないという形でございます。

H委員： わかりました。要するに、こういう方向性を示した中で、この後に毎年度、毎年度行われるこの未来戦略推進プランの中で、この施策をどこまで持っていくのかというのを示していくという方向、いわゆる方向性は出すということだと思うんですね。ただ、方向性は間違っていないと思うんですけど、その方向性について言うと、繰り返しますけども全く進んでないんですよ、この事業は。方向性も増加ってなっているけども、もう間に合わないぐらい後退しているんです。だから、やっても、やっても追いつかないで、それを私の地域で言えば、そこに住んでいらっしゃる方が立ち退きを迫られても受け皿はないと。じゃあ、どこまで持っていくのかという方向は示されているんだけど、具体的な事業をするにあたって、それが進んでいない。じゃあ、どこまで進んでいくのかというふうなものを明確にしておかないと、私はまずいんじゃないかなというふうに思ったのは、この分野だったんですね。

他にもあったので、そこは要所、要所、我々はこのことをかなり毎回のように議論しているので、議員の方はよく知っていると思うんですけど、全体を見た時に、やっぱり区民が求めているのはここだということをはっきりさせないと、いくら方向性を出しても、具体的な計画がお粗末では絵に描いた餅になっちゃうよということを言いたかった。

原田会長： 大変重要なお指摘だと思います。我々がこの場でどういう議論をしたらいいのかということで申しますと、例えば、今私が開いているページは、施策の1-4の「良質で長く住み続けられる住環境の整備」のところですけど、やっぱりその施策から議論すべきであると。もしかしたら事業が間違っているかもしれない。施策は目的で、具体的に未来戦略プランで書かれている事業は手段で、やっぱり手段から見ていくのではなくて、目的から見ていきましょうよというのが、多分この審議会ですべき仕事だろうと。ですから、ここに書かれている方向性に基づいて、具体的な手段が選ばれる。目的と手段が本当に合致しているの？というような議論が、多分この計画を作った後に出てくるんだろうと。それは、その既存の事業を前提にした議論ではなくて、場合によっては、今やっている事業をひっくり返したり、あるいは違うものを付け加えたりということや、あるいは、引っかけたり離したりとかいろいろそういうこともあるのかなという気がしています。そういう意味では、ご指摘として興味深かったのは、目的と手段というものの結びつきを、この計画を作りつつ、意識していく必要が当然あるなというご指摘だったかなと私は思いました。ありがとうございます。他の方々いかがでしょうか。S委員どうぞ。

S委員： この施策、「共に支え合う安全・安心なまち」のところなんですけども、治安に入ってくるのかなと思うんですが、一つ、安全・安心のまちづくりということは以前よりずっと豊島区の方で言ってきたことなんですけども、最近の自分の体験をちょっとお伝えしたいと思うんですが、20代から50代ぐらいの男性の4人の方、皆さんちゃんと働いている方がいらっしゃって、その方たち初対面だったんですけども、私が豊島区の区議だと言うと、口を揃えてみんな言ったのが、池袋西口とか北口にあるいわゆる繁華街、そしてそういう性的な産業のサービスするお店の話ばかり

りでした。私は本当に呆れてしまって、本当に悔しい気持ちを持ったんですけれども、ここのところをもう少し豊島区としても、はっきりと、きっぱりと、そうじゃないんだということを打ち出すことが必要なと、本当にその時に思いました。

そして、この治安のところに入ってくると思うんですけども、施策の1－5なのですが、本区の方でも、様々な摘発などいろんなことをやっているということは承知をしているんですけども、この1－5の治安のところ、すごくたくさんいろんな要素が入っているんですね。特殊詐欺とか、児童虐待とか、DV相談とか、インターネットなどを利用した新たな犯罪手口とか、本当にたくさんここに入っているんですけども。先ほどのお話と、これまの豊島区って、セーフコミュニティの取組をやっていて、そこでも安全・安心のまちづくりということをやってきたんですけども、そこには例えば、ドメスティック・バイオレンスの防止とか、自殺・うつ予防とか、児童虐待の防止とか、そういったことも入っていたわけなんです。何が言いたいかというと、まちの治安ということだけではなくて、そういった女性の人権侵害を許さないまちとか、女性のあらゆる暴力を許さないまちとか、そういった観点に立った施策を一つ、何か打ち出してはどうだろうかと思いました。以前はあったと思いますし、そして、困難な女性の支援法がありますので、そういったことも絡めて、この施策の中になのか、もう一つ何か新しい施策なのか、例えば、本当に女性の人権侵害を許さないとか、女性の暴力を許さないとか、そういった観点のものを打ち出していただけないかなというのが要望です。

原田会長： ありがとうございます。おそらく今この1－5の施策の意図するところ、治安の維持というのは、典型的には行政機関の役割なんだけど、地域の人と一緒にやっていきたいと思います、事業者等と一緒にやっていきたいと思いますという中にグルーピングされることが書かれているかと思いますけれども。先ほどのご質問についてはどうでしょうか、人権については。

総務部長： 総務部長でございます。ありがとうございます。女性に対する暴力をなくす運動ということで、DV相談から、今年度4月に施行されました困難女性の支援法に基づく、現在、区の方で計画づくりの方も検討を進めておりますが、やはり女性に対する人権侵害というところは非常に大きなことですので、ご指摘のところを踏まえて、具体的なところを打ち出せるよう検討はしていきたいというふうに考えます。

原田会長： 今、他の施策でも記載がないということですか。

総務部長： そうですね。前回の総論の時に議論させていただいたと思いますが、全ての施策のベースとなる部分が人権であったりという形ですので、ここだけという形ではなくて、全体として、総論として、その問題は取り上げていきたいというふうに考えてございます。

S委員： もちろん、全てのベースの、ジェンダー平等とか、人権とかに入っているのは承知しているんですけども、でも、まちづくりのところで、そこをしっかりと打ち出すことが、やっぱり豊島区が安心安全のまちというアピールというか、毅然とした態度にも繋がると思うので、是非ともやはりお願いしたいというところです。

I委員： そういった意味では、前も言ったように、SDGsの全ての前文に、ジェンダー平等と人権なくしてSDGs達成なしって言っているわけですから、できれば目標

5（ファイズ）は全部のところにこのアイコンを入れていただきたいです。それはもう当たり前の話になってきていますので、それが無いということが、やはりその意識が無いというふうに見られてしまいますので、是非、そこは入れていただきたいなというふうに思っています。

それから、豊島区はセーフコミュニティを取っていますけど、セーフシティを是非。まだ日本では大阪の堺しか取っていないと思いますので。以前、高野前区長にはセーフシティを是非にということをお願いしたので、そういった視点も今後は是非入れていただきたいなというふうに思っています。

原田会長： ありがとうございます。いま I 委員がおっしゃった基本的なものについては、このアイコンに載っていないわけですけど、どうにかして全部並べるのもいいけれども、全部に関わることなんですよというようなことがわかるような表し方ってありますかね。

事務局： ジェンダーのSDGsのマークについては、3年前に基本計画の審議をいただいたときにも、I 委員にいただいたご意見だなというふうに思っております。その際にも、全部にマークをつけてしまうと、そもそも施策そのものの、本来的に意図しているところとの区別がちょっとわかりづらいというところもあって、最終的には、特に寄与するものにマークを付けていったというところなんです。今回、それから一歩進んだところとしては、ジェンダー平等については、先週ご審議いただいた総論に明確に位置づけているというところで、全ての施策に波及効果を及ぼすというか、全ての施策を進める上で、基本的な考え方として意識するものとして、位置づけを行っているところです。そういった意味では、マークがついてもおかしくないものではあるんですけども、ダイレクトにこのゴールに寄与するものかどうかというところで、マークの付け方については改めて確認をしたいと思っています。

原田会長： 全くないと、「ないんじゃないか」というふうに言われてしまうと、それはそれで問題なので、これをつけるんだったら、全体でカバーしているということがわかるような、注意書きで書くというよりは、何かわかった方がいいんだろうなという気がします。そういう意味では、あのアイコンの17って、本当にフラットに17が同じなの？という気はしますがね。やっぱり階層構造があったり、よりベーシックなものがあったりするんじゃないかなという気は、個人的には前からしているんです。

I 委員： このジェンダー5（ファイズ）を入れるときの非常に国際的な議論の中で、ジェンダー主流化は全部に関わってくるから、ジェンダー5を入れるか入れないかという議論が実はありました、SDGsの根本的なところで。ただ、入れないと多分みんな忘れるだろうと。全く皆さんが忘れてしまうということで、敢えて入ったのが目標5。非常にそこは国際的な議論の中で、ファイズを入れると、またそこだけやればいいだろうって話になってしまう。本当にジェンダーはメインストリーミング、ジェンダー主流化なので、本当に全てのところに入りますよというのが意図なんですよ。そこは是非、このSDGsを作っていくときの議論というのがあるので、それを考えると全部寄与するんです、関係してくることなので。何らかの形で全部のところに入れるとか、そういうふうな工夫をしていただけると。これは全て関わってきます、人権の問題というのが最初に書かれているので。しつこいようで

すけど、議論の根本のところがそれなので、是非とも。

事務局： 前回ご報告させていただきました分野横断的な考え方で、3つの箱を作るというふうに言っていて、平和と人権の尊重された社会の実現、ジェンダー平等の推進、それから多文化共生の推進と、この3つを挙げてございます。最終的な基本計画の総論の部分では、この一つ一つについて、1枚1枚、当然ジェンダーの部分については、SDGsの前文の方にしっかりと明記されている内容も明記しつつ、この中に、17の目標で最も関係するようなアイコンを表示するということで、全体の土台としてそのアイコンが関わっているということについてお示ししたいというふうに考えてございます。

原田会長： またその出来上がりを見てからまたご判断しましょう。方向性としては、委員がおっしゃっている方向をお考えなのかなと思いました。

続いては、J委員、WEBでご参加です。どうぞ。

J委員： ありがとうございます。オンラインからの参加で申し訳ございません。防災・治安の関係なんですけど、豊島区の実情にはあまり詳しくない中で、自分自身の経験を基に、3つほどお話をさせていただきたいと思います。

1点目は、私が東日本大震災の復興計画の策定に携わった経験から、少しお話をしたいというふうに思います。千葉県浦安市なんですけれども、市内ほぼ全域で深刻な液状化現象で被害を受けて、そして、そこに福祉的な視点から復興計画づくりに携わることになりました。計画の中では環境価値、あるいは社会的価値、経済的価値、3つの価値の創生と、6つのプロジェクトに分けて取り組むということにして、その中に心や体の継続的なケアの充実というものを柱の一つに挙げさせていただきました。利用者、あるいは事業者へのヒアリングなどでは、高齢者や障害者を介護している家族への精神的なケアが十分行われてないんじゃないか、あるいは認知症や病が進行した、子どもが怯えているといった、それらの対策が必要といったような意見が多く聞かれました。ハード面と同時に、防災対策ではこうしたソフト面の対策に対する備えが必要だというふうに如実に感じました。

2点目ですけれども、江戸川区で人生大学の介護・健康学科長を務めております。そのカリキュラムでは、首都直下型地震への備えなど、防災や命を守る行動など、災害対策関係が主要なテーマの一つとなっています。江戸川区は、豊島区と同様、外国人の割合が非常に多い区、上位3区ぐらいの中の一つというふうになっております。そういう意味では、防災関係の意識が非常に高い地域になっています。おそらくは、豊島区もそうではないかというふうに思います。この介護・健康学科でも、2年次の卒業研究で、この防災などが取り上げられることも多くなっております。防災教育、あるいは日頃の備えが必要だということを、如実に、外国人の方も多いだけに、感じております。

3点目は、治安の関係ですけれども、治安の観点から、子どもへの対応として、子どもへの暴力防止プログラム、CAPプログラムですけれども、これが社会教育や学校教育分野で、積極的に子どもを対象として導入されていくということを望みたいと思います。以上3点、ご提案させていただきまして、ありがとうございます。

原田会長： ありがとうございます。私、例えば1－1－②を見ているんですけども、どういったことをここに書き込んだらいいでしょうかね、今の3点を踏まえて。例えば、「一人ひとりの防災意識の向上」辺りに書けそうな気もするし、「共助」というのはちょっと違うかなという気もするんですけど。

J委員： 実際に災害が起こった時に、どういう形でそれを持っていくのか。特に忘れられがちなのが、その時に被害に遭った方々がどう感じたのかというようなことを、即座にヒアリング等々をしながら吸い上げていく、そうした仕組みを普段作っておくということが、とても大事なんじゃないかなというふうには思っております。浦安の場合も、後からそれを始めて、遅いというようなことが、かなり住民の方からもご指摘をいただいたのですけれども、そうしたことが最初にマニュアルの中にしっかり入れておくというようなことが、大事なのではないかなというふうには思いました。

原田会長： なるほど。私の理解が及んでないのかもしれませんが、また次の大きな災害に備えて、次が来ることを前提とした態度みたいなものを取るようなアクションを、例えばこの中に書き込めるのかしら、ということなのかなと思うんですが、どなたに聞いたらよろしいでしょうか。

危機管理監： 危機管理監でございます。貴重なご意見ありがとうございました。

確かに、1点目の身体の継続的ケアの充実は、非常に大事だと思います。被災した後の心のケア、これは、例えば警視庁では、発災直後は人命救助等で力を入れるんですが、若干すると、女性警察官を中心としたさくらポリスというのが編成されて、各避難所に行って防犯的な面も含めてなんですけれども、被害者からいろいろなことを話し相手になって聴いていく。そこで話すことによって、心のケアもできるし、また避難者の方の要望なども聴き取って、それを反映させることをやっているのを承知しておりますので、今の1－1－②辺りに、何らか形でそれは組み込めるかなというふうに思っております。あわせて、外国人の割合が多いので、やはり外国人を視野に入れた防災対策もすごく重要だと思っておりますので、その辺を何か書き込めたらと思っております。

子どもへの暴力防止プログラム、これは対象は誰に対してやっているプログラムでしょうか。要は、大人なのか、子どもなのかということ、教えていただけますでしょうか。

J委員： 対象は子どもです。もちろん大人が、親子で参加することも可能ですけれども、本当の対象は子どもです。子ども自身が暴力に遭いそうになったときに、そこから声を大きく出して行って、そして助けを求められるような、そんなようなトレーニングなどを行っていくものになります。

危機管理監： それはすごく必要だと思います。被害に遭わないための、強く言えば、訓練というか、そういうのがなかなかされていないので、おっしゃる通り、大きな声を出す、防犯講話等でもそういった話をすることがありますので、そういったことも視野に入れることを考えていきたいと思っております。以上です。

J委員： ありがとうございます。

原田会長： 他の方々いかがでしょう。では、T委員どうぞ。

T委員： 2点あります。まず1点目なんですけれども、施策1－2の「地域における区民参画・協働の推進」という部分で、最初、D委員からもお話がありましたけれども、「幅広くいろんなネットワークを構築し」という部分があるんですけれども、この中に「子どもが属するコミュニティ」というのを、是非入れていただきたいなと思っております。具体的には、幼稚園であつたりとか、保育園であつたりとか、乳児・幼児を育てている世帯、あと子ども自身というのも含めた区民参画・協働というのが防災の意味でいくと、やはり子どもの安全な避難みたいなのところって、先ほどもありましたけれども、重要になってくると思うので、そこを是非ご検討いただきたいと思います。

もう1点目は、1－1－③「災害時避難者・災害時要援護者対策」という部分で、これは単純に質問なんですけど、今ここの1全体でいくと、区民自分たちで防災力上げましょう、何かあつたら助け合いましょう、災害が起こりにくい都市の構造にしていましょうという話だと思うんですけれども、こういう災害自体って豊島区だけに起こる災害では当然なくて、近隣の文京区であつたりとか、新宿・板橋・北区も含めて、同時に起きると思うんですけれども、そういうときに、都や国との連携みたいなのところって、どのようにされていくのか、教えていただきたいです。以上です。

原田会長： まず、2点目から行きましょうか。質問の方、答えていただいてからにしましょうか。

危機管理監： 国や都との連携につきましては、当然やるようなシステムになっています。それを、わかりやすいように入れてまいりたいと思っております。

原田会長： ここだけだと、豊島区に局所的に災害が起きて対応しているというような感じになっちゃうので、連携先があるんだったら、一緒にやるんですよということが書かれてあっていいんじゃないのということですよ。

T委員： はい、おっしゃる通りです。

原田会長： それはおっしゃる通りかなという気がしますね。

幼稚園・保育園といった、子どもの参加の関係については、どうですか。

区民部長： 区民部長でございます。そうですね。やはりコミュニティという意味で言うと、そういった子どものコミュニティというの、間違いなく大事なというふうに思っています。所管している地域でのコミュニティの活性化というような部分ですので、その辺どのように書けるか、また子どもという分野での、例えば子どもの分野を所管している部署もありますので、その辺とも調整させていただいて、書ける部分は書いていきたいというふうに思っております。

T委員： イメージしていたのは、区民ひろばに行っていない保育園児とかなので、保育園の保護者会とか、父母会とか、その辺りが各施設と繋がっていったらいいなと思ったので、そのイメージでお伝えしておりました。以上です。

子ども家庭部長： 子ども家庭部長です。子どもの参加ということで、コミュニティの参加も含めて、居場所だったり、そういったところで、子どもの分野で一旦整理をしております。ただ、コミュニティとの関係をどこまで表現できるかというのは、今後検討してまいりたいと思います。

原田会長： 是非、大人目線ではなくて、子ども目線でこれを実際書いてもらおうといひますか。

T委員： 繋がる先に、企業とか大学だけではなく、幼児施設というか、保育園の保護者会だったり、諸々施設自体があるかなと思つたので、対象に加えていただければという形です。

原田会長： ご検討ください。では、P委員がオンラインで。

P委員： 3点ございます。

ここに書いてある学校教育との関係で、先ほどJ委員からCAPも導入したらというようなお話もありましたが、1点目は、防災教育についてです。もう少し、「自助、共助、公助」の中でも、中学生も助けられる立場だけではなくて、住民を助ける側にも回るという、防災教育にもっと踏み込んだ参加というものがあつていいのかなと思います。

2点目は、「性被害から守る」と1-5にあります。例えば、登下校の見守りなどは学校の教員だけでは難しいと思いますので、やはり地域の方々の協力ができないということが具体的に書かれていないので、是非ここは登下校の見守りを書いていただきたいというのが要望です。

3点目は、地域と学校の連携の推進についてです。学校は地域の方々にいろいろやってもらう、子どもたちの教育のお手伝いをしてもらうというだけではありません。平成27年の中央教育審議会答申では「学校を核とした地域づくり」という発想が言われています。だから、学校を地域づくりに生かすために、学校と地域が具体的な連携をするには、学校と地域を繋ぐコーディネーターを育てることが不可欠です。地域学校協働活動を行うための役所の伴走支援も必要です。地域全体で未来を担う子どもの成長を支える豊島区、これは是非豊島区の色として出していくべきだと思うのですが、それがこの中にはあまり見えてこないで、その辺りをもっと強く打ち出したらかどうかというのが3点目です。以上です。

原田会長： ありがとうございます。いかがでしょうか。

教育部長： 教育部長でございます。今のご指摘の点につきましては、教育の分野の方で、地域とともにある学校、地域とともに育てる学校ということで、コミュニティスクールを全校に導入するという事で、施策の方で謳っております。学校と地域が連携して、今防災のこともありましたけれども、中学生が地域の消防団と連携して消火活動にあたるといった実際の取組をしております。ですので、今ご指摘があつた点につきましては、コミュニティスクールで、地域、保護者、関係団体と学校が連携する、そして地域とともに学校があるという、そういう制度、学校運営協議会というのを作りまして、コミュニティスクールを導入していく。地域コーディネーターも今後設置していきますので、まさに、チームとしま等、そういった企業と学校が繋がっていくという仕組みづくりを、このまちづくりの方向性3の教育の分野では記載しております。

P委員： コミュニティスクールというのは、学校運営協議会で校長先生の学校方針、経営方針を承認したり、意見を述べたりする、学校と地域の連携の一つの側面ですけれども、もう一つの側面は、子どもたちの教育を具体的に支えるために、今おっしゃ

いましたような地域学校協働本部があります。これは、学校だけではとてもできませんので、活動のコーディネーターになるような人がいるかないかで、この取組が続くかどうかが決まると思います。そのときに、やっぱり行政のサポートというのがどうしても必要で、それを全部の学校でやっていくというのはなかなか厳しい。学校経営を支えるコミュニティスクールと、子どもたちの教育を支える地域学校協働活動、この両面から学校との連携を評価していく必要があると思います。

また、大学生が参加するコミュニティスクールも結構行われていますので、是非豊島区内の大学生も公立小・中学校のコミュニティスクールに参画するような、そういう若者の声を生かすようなものもあると、とてもいいんじゃないかなと思いますがいかがでしょうか。

教育部長： 区内の大学との連携も今まさにしておりまして、大正大学さんとか、立教大学さん、学習院大学さんとも、関係深く連携しておりますので、今後さらにコミュニティスクールの中で進めていきたいと思います。ありがとうございます。

原田会長： ありがとうございます。それでは、このまちづくりの1については、V委員、M委員まではお話伺って、次のところへ。ではその順番でまいりましょうか。ではまずV委員。

V委員： 行政の最大の使命は、やはり区民の命を守ることというふうに思っております。やはりこの防災力の向上について、指標を見ると、防災訓練の参加人数、もうこれは致し方ないという感じがするんですけども、1-1-②とか見ると、やっぱり豊島区の特徴は、人口密集がすごく高い、超高層マンションがどんどん建って計画をされていると。救援センター一つとっても、やはり絶対的にそこに避難・収容は到底不可能という中で、普段の避難訓練はどうしても町会が母体となりますので、いかにして、そこ以外の人たちにどう施策を打っていくかということが非常に重要だというふうに思っております。マンションもマンションごとに防災マニュアルがあって、いろいろと区の方も用意をしたりとか、自治体によってはマンション防災の認定を出したりとか、様々、マンションの超高層の中で、一定程度の防災力をつけてもらおうというような施策も打っております。今後もどんどんやはり超高層マンションが建つ予定もされておりますし、現在も多く建っておりますので、その視点は書いてあるんですけども、やはり施策の中身がまだまだ弱いというか、そこを少し強化していただきたい、今後のことになるかもしれませんが。

あと、区民ひろばについてでありますけれども、NPO化等々、今現在、区の方でも今後の方針を検討していただいているところですが、ここで改めて「企業とか社会福祉法人等と連携を模索する」ということで、私達議員としてみれば初めてこれと見たというような感じなんですけど、ちょっとこの辺を詳しく、少しお聞きしたいなということの2点です。以上です。

原田会長： 最初はどうでしょう。

危機管理監： 危機管理監でございます。委員がおっしゃったように、町会等に入っていない高層マンション、こちらはすごく重要に思っております。この1-1-②のところに、実際に具体的には住宅課とも連携して、住宅課でやるマンションを対象とした講習会みたいなところに、ちょっと顔を出させてくださいという話もしてまして、そ

ういったこともありますので、1－1－②のところに1行ぐらい行数が空いているので、1－1－①は目一杯なのですが、高層マンションは確かにこれから多くなってくるので、書けるように検討させていただければと思います。

原田会長： 2点目の方はいかがでしょう。

区民部長： 区民部長でございます。今、運営協議会が、地域の方々の運営協議会による自主運営という形で、NPO法人化していただいた運営協議会の皆さんに実際に運営していただいております。先ほど最初にご質問いただいた通り、担い手不足、高齢化、そして運営協議会の皆さんの負担増だとか、そういったいろいろな課題が、今、出てきております。そういったところから、あくまでも、運営協議会の運営というのは基本でございますけれども、それと例えば連携して、何か負担を軽減できるような形を、例えば企業だとか社会福祉法人だとか、そういったところと連携することによって、運営協議会の負担を和らげるようなことができる、そしてなおかつ、地域特性に応じた課題解決ができないかなというところで、今模索をしているところでございます。ありがとうございました。

原田会長： 10年先を見て模索をしてみらうということは、すごく大事な事かなという気がいたしました。

では、M委員から手が挙がっているんですが、先にB委員でしたかね、それで最後まとめに、M委員ということにいたしましょう。

B委員： 私の方から、先ほどのH委員との質疑の中で、ちょっと気になったところ一点、まず確認させてもらいたいんですけど、未来戦略プランには目標値というのは示されてなくて、基本計画としかかかないと思うんですけど、この辺、まず、いかがですか。

原田会長： 事業そのものに目標値がないんじゃないのということですね。どこでもいいですよ。

事務局： 未来戦略プラン 2024 を見ていただくと、3年間の目標は書いてあるということになりますので、基本計画上の5年後、あるいは10年後の目標数値は現在記載しておりませんが、3年間記載しているということでございます。

B委員： 今、各委員さんの手元にある未来戦略プランが2023で古いのですが、それだとしてこのことをおっしゃっているんですか。私が伺いたかったのは、個々の事業計画ありますよね、政策分野別の事業計画で、この個々の施策別には少なくともそういった数値ってないんですよ。先ほどのご説明だと、基本計画にはないけれども、そういった個々のところで謳うという答弁があったと思うんですけど、それは何のことを指しているのか、ちょっとわからなかったです。なぜそれを言うかということ、基本計画ぐらいしか、こういう先を見た目標値というのは定められていないというような認識だったもので、ちょっと確認させてもらっています。

事務局： 未来戦略プランの第6章というところを見ていただきますと、一つ一つ事業が載ってございまして、2024であれば、令和6年、7年、8年の3ヶ年について各事業の目標数値等を載せているということでございます。

B委員： その数字が載っているのは認識していますけど、これは目標値ではないですよ。予算に対する計画値を載せているだけであって、目標値というのは、こういう

政策をいろいろ打ち出していった時に達成すべき数字のことを言っているの、基本計画のいう指標のような位置づけのものを確認させてもらっているつもりなんですけど、それはありませんよね、そうなるよね。

事務局： ご指摘の通りでございまして、基本的な目標値というふうに言われるものにつきましては、基本計画の下段の方に入っている目標値と、それから多分、分野別計画の中にはそれぞれあるものと、ないものがあると思いますけれども、5年後、10年後の目標数字が設定してあるものもあるというような状況でございます。

原田会長： 一言よろしいですか。施策に目標値が書かれていて、その手段である事業については、単年度で目標値が、例えば「ない」のはなぜかという、事業がうまくいっても施策がうまくいくとは限らない、施策が目的で事業は手段なので、手段がうまくいったから目標がうまくいくとは限らないので、これをやりたいという施策レベルに目標を掲げて、その進捗状況を考えると、もしうまくいかない事業があったら、事業そのものは効果があったとしても、施策に貢献するものでなければ、やめてしまうというチョイスもあるから、というそういう建付けになっています。

B委員： すみません。さすがに、それは私もわかっているつもりで発言させてもらっているんですけど、さっきの答弁の中に、そういったところで個々に謳うというような答弁があったので、そのように確認させてもらったということです。H委員とのやり取りのときです。いずれしても、そこにはないのは確認させてもらいました。なので、今回の話している基本計画のところで、こういった数字を持つべきじゃないか、指標を持つべきじゃないかという議論がないとやはり駄目なんだろうということ、改めて確認できたのかなというふうには思っています。

そうした中で、次に、考え方を伺いたいんですけど、いろいろ個別の計画を持っているような施策ってありますよね。例えば、住宅マスタープランとかもありますし、環境とかもそういった計画を持っています。こういった計画の中にも、こういう目標値みたいなのが謳われているものもあります、謳われていないものもありますけれども、そういったものとの連動はどうなっているのか。また、こういった数字を謳うような下位計画と連動させておくべきだと思いますので、そういった個々の計画を作っているものと連動ができているのかどうかという視点で、指標を定めているかどうか確認させていただけますか。

原田会長： 非常に大事なご指摘で、私ども学問分野で申しますと、分野別計画と申します。分野別計画とこの総合計画との関係、連動性がどうなのという問題です。簡単に言うと、完全な連動は難しいと思いますけど、どうやってその辺りを調整しているのかということについて。

事務局： 行政経営課長です。こちらの基本計画に関しては、総合計画という位置づけになりますので、もちろん各施策に紐づく事業の中には、その分野別計画というものもきっちり意識をして、そこから施策を表す代表的な指標ということで設定をしています。この指標を設定する際に、全く各主管の方でやっている分野別の計画というものを意識していないというわけではなくて、しっかりその辺を加味しながら、指標の方も設定というものもしているというところでございます。

B委員： 少なくとも意識はしているという確認はしました。

質問最後なんですけれども、施策の1-1-④「災害に強い都市の実現」という

ところで、21 ページの取組方針のところの左側の箱にある、「災害時の被害拡大防止」ということで、青字の3行目に「道路の無電柱化」という文言があります。ところが右側の箱に移ると、この無電柱化という表現がなくなりまして、23 ページの区民の声とかでは、令和2～5年まで代表的な意見の一つとして、無電柱化のお話が触れられています。ところが、25 ページの方に移っても無電柱化のことが何も謳われてないんです。この無電柱化というのは、今なぜ取り上げているかという、豊島区は豊島区無電柱化推進計画というのを持っていて、ここに具体的な数値も目標値を持っているんですよね。ですので、非常に数値も持っているものにも関わらず、なおかつ、かなり力を入れているはずだった政策のことが、課題のところには載っておきながら、その解決策とかにないと、推進計画は、実態は持っていますということになると、施策をものすごく軽視しているように見えてしまうんですね。東京都の方も、災害に強いまちづくりとか、こういった角度で、無電柱化はかなり力入れてやっているもので、これが抜けるというのは、私はちょっと看過できないなと思ったもので、発言させていただきましたが、いかがでしょうか。

原田会長： どうでしょう。全部書ききれないということかなという気もしましたが、プライオリティとして大事なので、もう少し、というご趣旨かなと思います。

土木担当部長： 課題のところには書いてあるんですけど、解決策の方、1－1－①の方に書き込みを入れてしまいました。資料でいうと、3 ページの右側のピンクの箱の下の箱です。そこの4つ目の○のところに、「無電柱化等のハード整備とともに」と、こちらで謳ってしまっているんですね。災害対策という話だと、無電柱化はあちこちに関係してきますので、今回はこちらに入れさせていただきました。課題に書いておいて、解決策の方に何もないというのは確かですので、書き込み方をちょっと工夫したいと思います。失礼いたしました。

原田会長： 前回もそうですが、ここに関わりますよというような書きぶりでもいいかなという、繋がりがありますよということでもいいかなという気がいたしました。

A委員： B委員のご指摘の件について、21 ページ右側の上の箱の2行目の真ん中に、赤字ではなく目立っておりませんが、「区道の無電柱化を計画的に進めます」と書いておりますので、対応しております。

B委員： 21 ページの右側のところは、すみません、ちょっと見落としがあつて、大変申し訳ございませんでした。いずれにしても、指標は、この電柱化推進計画の中で持っているものですので、施策の優先順位としては、高いものにしていただきたいと思います。

原田会長： 今、委員がおっしゃったような意見は、非常に建設的で、書くべきもの、全部は書けないんだけど、これはもう少し上の方に上げて、ここに記載してもいいんじゃないのということだろうと思います。これは全般的に通じる話なので、もう1回どこかで精査をしてくださればと思います。

お待たせしました。これで一応この段階では、1の方をお終いにしたいと思いますが、M委員から最後にコメントがあるということですので、是非お願いします。よろしくお願いします。

M委員： コメントというか、この10年来、池袋駅の安全確保計画、それから密集市街地のまちづくり、例えば長崎4丁目のまちづくり協議会の設立総会などにも呼んでい

ただいて、いろいろ地域リーダーの方とも意見交換させていただいたという経験、また東京都広域避難場所安全性調査や防災都市づくり推進計画などにも関わらせていただいたという立場から、コメントを簡単にさせていただければと思います。原田会長がおっしゃったように、基本構想・基本計画ですので10年後を見据えた方針というか、考えというか、でもそれをいかに表現していくのかという、その視点が大事だと思いつつ、首都直下地震いつ起こってもおかしくないということですので、明日もしくは今起こったとしてもという視点、両方大事だと思います。審議会でもいただいている意見は、理にかなったコメント、発言をいただいていると思います。他自治体と比較しても、豊島区の安全確保計画の滞留者の滞在場所・滞在施設の確保ですとか、それから本日話題になっておりました区民ひろばにおいて、コミュニティソーシャルワーカーを配置されて、それで日常的な取組が災害時にも力を発揮していくというのは、他の自治体も非常に参考にしている取組を、豊島区は先進的に展開されています。今日の議論でも、高い関心と主体的な意見がたくさん出されて元気づけられました。

その上で4点ほど。今日の資料5-2-1の21ページの「地震に強い地域の基盤づくり」の2つ目の○のところで、赤字で「焼失率が0」と書いているのですが、これは「焼失率がほぼ0」としていただいた方が安全かと思います。細かいところではあるんですが、「焼失率が0」より「焼失率がほぼ0」という一言いただければという、5年後、10年後議論したいということなのになんだって言われそうで恐縮なんですが、それが1点目。

それからもう一つは、本日のまちづくりの方向性1の資料の9ページのところの「区民防災力の向上」のところで、ここの「共助による地域防災力の向上」の2つ目の○に、「地域医療機関、災害ボランティア受入機関等」とあるんですが、ここの「災害ボランティア受入機関等」について、多分想定されているのは、社会福祉協議会等々の災害ボランティアセンターだとは思いますが。ただ、この議論の流れの中で、町会、自治会、自主防災組織に関わって活躍してくださっている区民の方に加えて、マンションの居住者の方とか、それから外国人の方とかそういった方も、いざというときに力を貸してもらえるような、何かそういった方向性が豊島区らしい防災、豊島区らしい災害への向き合い方なのかなというふうに考えると、ここの災害ボランティアは、ですので、区民自身が比較的被害が小さかったときには、ボランティアとして貢献するというような、何かそんな方向性もここに込められていたのかなということで、ちょっとこの表現よりはひと工夫を、と感じます。

3点目は、資料5-1のまちづくりの方向性の施策体系図がある中で、防災・減災のところは地震災害を別にすれば、気象災害ですね。地球温暖化に伴う風水害の激甚化、広域化に関しては、どう考えても7の「気候変動・脱炭素」とのリンクが、どうしても気になる場所ですので、ここのリンクをちょっと意識していただくと、5年後、10年後というところには関わってくるのかなということ。

あと本当は次の施策8のところで発言すべきではあるんですが、「池袋駅周辺の地域の再生」においても、「防災を池袋駅再生の一つの柱に」ということも表現いただいていますけども、ここのところに池袋駅の防災というのは、帰宅困難者対策に加えて、池袋駅の都市機能そのものが、駅の機能が速やかに回復していく、エリア

としてのBCP、エリアとしての駅の機能継続、何かそういったことも、5年後、10年後というところでは、表現を入れていただければと思います。

原田会長： ありがとうございます。21ページのところは、「ほぼ0」でまいりましょう。また、9ページのところの「地域医療機関、災害ボランティア受入機関等」については、先ほど、P委員も子どもでも手伝えることがあるんじゃないのという話がございました。是非、共助をもう少し幅広にとらえた表現にいたしましょう。

3つ目のところは、まさに私が求めていたところで、まさに今週は災害級の酷暑が続いている、というような、災害って一体何なの？ということで、少し膨らませた10年後を想像してもらいたいということですね。

4つ目については、これはまた別の機会に、もう1回言及してくだされば、その際にまた文言を見ながら検討させてください。

いずれも先を見越して、具体的なこの施策の書き方、書いている内容や、その背景についてご意見いただいたものと承知いたしました。ありがとうございます。

まちづくりの方向性8について

原田会長： それでは、司会の不手際で若干時間が押してございます。では、そろそろ次のまちづくりの方向性の8について、今度はまた改めてご意見・ご質問をいただきたいと思います。K委員どうぞ。

K委員： 8-4「魅力あふれる公園づくりへの挑戦」なのですが、ここだけなぜ「挑戦」なのか非常に違和感があるんですけど、ほかを探しても全然「挑戦」という言葉がなくて、公園をつくるのってそんなに挑戦するようなことなのかというのを、ちょっと単純に質問させていただきたいと思います。

土木担当部長： 土木担当部長でございます。新たな区長の方針でして、公園のあり方を見直していこうというふうに、今考えております。公園自体を、地域ごとにエリア分けして、小さな公園が多いものですから、一つの公園に全ての要素を盛り込むのはちょっと難しいだろうと。なので、いくつかの公園をセットにして、役割分担を持たせようということで、ちょっと挑戦的な、意味合いを込めてこちら言葉を選んでおります。今までなかった公園をつくらうという意気込みでございます。

K委員： そうすると、この言葉をもうちょっと考えた方がいいような気がします。そういうふうには伝わってこないと思います。

原田会長： 他でも挑戦するところがあるかもしれないので、ここだけ挑戦して、他は挑戦しないってことになってしまうといけないので、全般的にチャレンジングであってほしいなという気がいたします。ですから、これはこれでよしとして、その書きぶりが本当に挑戦的に、フィージブルな範囲だと思いますけれども、他にも挑戦的にしてくださればと思います。

Q委員： 私も、8-4の「魅力ある公園づくりへの挑戦」というその「挑戦」という言葉と中身がちょっと一致してなかったところに、同様に違和感を覚えたんですが、私の方からはその魅力あふれる公園というところに、是非、児童遊園を敢えて出していただきたいなというふうに思っています。一つとしては、やはり子育て支援という視点で、豊島区は60数ヶ所児童遊園があるんですよね。私もコロナ禍前、ゼミ生たちと一緒に10時から夕方4時まで豊島区にある児童遊園を踏査したんです、

歩き回っていたんですよ。とても本当に良いところもあれば、これはちょっと雑草に覆われているなというところもあって。あと、学生たちと福祉の視点で一緒に見たのですが、児童遊園なのに「禁止」という言葉がやっぱり多んですよ。「ボール禁止」、「何でも禁止」ということが多かったので、子育て支援という視点でも、児童遊園というのは児童福祉施設の一つでもありますので、魅力あふれる公園プラス児童遊園というふうに出すと、他の区とか他の所との差をつけるというところも、すごく大事なかなと。元々小さい公園について、私は公園が小さいということは悪いことではなくて、いかに地域住民に利用される、愛される、憩いの場、癒しの場というふうになれるような、まちづくり、公園づくりが大事というふうに思っているんで、是非児童遊園というものも入れていただきたいなというふうに思っています。23 ページのところに、子どもたちの声にも既存の公園でできないことが多いというものが出ていたりとか、いろんな遊びをしたいという子どもの声もう実際に出ていて、同ページにも「児童遊園」という名称も出ているので、是非、児童遊園というのは付け加えて欲しいなというふうに思っています。

土木担当部長： ありがとうございます。こちらで言う公園には、我々としては児童遊園も含んだ意味で使っていますので、ちょっと書き込み方を工夫させていただいて、児童遊園というのは、我々は比較的小さな公園を児童遊園と位置づけているんですけども、そちらも含めて全体的に考えていきたいと思います。

Q委員： 児童遊園と公園って、やっぱり違うかなというふうに思っていますので。児童遊園というのは、福祉施設の位置づけで一つの施設ですので、公園というのはちょっとやっぱり違うので、敢えて出していただきたいなというふうに思っています。

土木担当部長： はい。了解いたしました。書き方を工夫いたします。

原田会長： 都市公園法の世界で語るなって、それだけで語るなってということですよね。

Q委員： はい。

原田会長： おそらく、そういうことかなという気がいたしました。では、T委員。

T委員： 公園のところで1点、是非前向きに考えていただきたいなと思うところがあって、この前、杉並区の公園で自転車乗り入れ禁止というところから、自転車の練習であればOKとか、要は、花火も花火自体の禁止というのではなくて保護者が同伴してればいいですよとか、今ある公園自体は広くはならないと思うので、そのルールや安全性がある程度担保されるのであれば、子どもたちにとって過ごしやすい場所になるような、ルールの見直しというのは是非検討いただきたいと思います。以上です。

土木担当部長： ありがとうございます。今我々が管理している公園ですけども、自転車の練習であれば、やってもいいというふうに考えております。花火ですけども、手持ちの花火であれば、やってもいいというルールにしていますので、それをどう現地に表現するかという問題もありますので、それは工夫させていただきます。

原田会長： おそらく、今私が見ている 21 ページで申しますと、地域住民の意見を聞きながらみたい仕組みづくりが 10 年後、どういうルールがいいのかというのは多分変わらなと思うんですけど、そういう仕組みづくりをここに書いているというのは、すごく大事なところかなという気がいたしました。では、R委員どうぞ。

R委員： よろしく申し上げます。前回のまちづくり4で発言すべき内容だったかもしれないんですが、改めてちょっと申し上げます。前回の終盤で、V委員が豊島区らしさって、やはり文化というのがすごく大きいんじゃないかということをおっしゃって、私すごく膝を打ったんですけれども、やはり豊島区としては、ずっと文化を軸の一つとしてやってきて、盛り立てて、そして今後はその軸の一つとして据えていくということで、それは本当に大切なことだと思うんですが、やはりアニメなどを基盤としたサブカルチャーのまちであるということは、もう大変なとしまらしさの文化の遺産だと思うんですね。さらに今後、重要なファクターになっていくんではないかなという思いがありまして、4の「多彩な文化と産業で賑わいあふれるまち」というところに入れるのが難しければ、例えば、今回のまちづくり8-2の「ユニークな文化都市池袋周辺の再生とする」とか、池袋に「ユニークな文化都市」というような表現を入れるですとか。先ほどM委員の方から防災に関しての池袋のご意見がありまして、ちょっとこちらは極楽とんぼ的な意見かもしれませんが、文化というものを、これは培うまではすぐ時間がかかるものですが、私、前職出版社で文化に携わる仕事をしておりまして、産業としても、ある時爆発的にそれが人口に膾炙する瞬間があるということでも非常に大切なものです。

早稲田実業高等学校の留学生の方々が毎年来られるんですね。ドイツから来る、イギリスから来る。まず最初は、早稲田大学併設の村上春樹ライブラリにお連れすると、みんなあまりよく盛り上がりません。次に、乙女ロードに行くと、目が本当にキラキラに輝いてきて。あとは、秋葉原なんですね。なので、若い世代にフィーチャーしていく、サブカルチャーのまち池袋というのは、すごく大切なかなと思って発言いたしました。以上です。

原田会長： ここでなければ、今の辺りは、全体でどこに書き込まれているのでしょうか。

事務局： ご指摘の通り、前回の審議をした4番目の「多彩な文化と産業で賑わいあふれるまち」というところが、文化の一番の軸になっているところで、ここでは当然書かれているということになっております。一方で、今回全ての施策を検討するにあたって、としまらしさを生かす、としまらしさがあふれるという視点で、各施策の内容を検討するということをやっております。まちづくりのシーンでもそういった文化を生かす、これまでの文化をちゃんと継承してさらに発展させるような視点をそれぞれ生かして、各施策を検討するということをやっております。今まちづくりの方向性が8つあるんですが、どの方向性の中でも、そういったことが語られる可能性はあるというふうには考えております。その中で特に色が強いのが、4番目の「多彩な文化と産業で賑わいあふれるまち」というふうに考えております。

原田会長： この辺りの回遊のところ、文化と関連した記載があるといいよね、というようにも私には聞こえたんですけど、これはいかがでしょうか。

R委員： もう一言だけよろしいでしょうか。ちょっと他の区がどういう感じでやってらっしゃるのかなということで、23区プラスアルファ、全部見てみたんですね。そして、基本構想のところ、文化について触れているのは、あとは渋谷区だけでした。渋谷区は、ファッションと音楽を基盤とした渋谷カルチャーのまちであると謳っているんですけれども、そういうことは非常に若者にフィーチャーするし、あと、特

色ある、としまらしさとは何かといった時に、やはりサブカルチャーのまちという
とサブカルチャーに悪いんですけれども、そういう包括的からちょっと出た、そう
いう表現は是非欲しいなと思った次第でございます。

原田会長： 是非、今の発言は、また繰り返し、繰り返し、我々思い出すようにいたしまし
ょう。ありがとうございました。では、H委員。

H委員： 私も公園のことで。今皆さんからいろんな話が出て、子どもレターにも、いろ
んな区民の声からも公園を増やしてほしいなどの要望が多いということもされて
いて、意気込みはわかりました。それで、これを補完するみどりの基本計画の中にも、
公園の面積を増やしましょうとか、あるいは緑被率を増やしましょうとかという目
標がここにちゃんと書かれています。豊島区の最大の課題の一つとして、公園面積
を増やすというのは、全国最低のレベルですので、区民1人当たりの面積は東京で
一番低いわけで、おそらく全国でも低い方でしょう。これについて、目標数値とい
う点からいうと、基本計画はその方向性はあるんだけど、具体的に増やしていく
というものがない。その原因は何なのかと、さっきから私も皆さん議論を聞いたん
だけど、その財源となるネックとなっているのが、やはりこの未来戦略推進プラ
ン、これが基本計画を補完する計画で、3年ごとのローリングで見直し、見直しを
するという形になっているために、財源が伴うものはこれに集約されるわけです
よ。だから、結果的に言うと、目標はあっても、前の決算ベースだとか、前年度の
目標でもってローリングしてきますから、予算が伴わないものは全部横ばいになっ
たり、あるいは進む方向性は示されても、できてないというネックがここに集約さ
れてしまっている、というのが見えてきました。もうこの間3回議論して、それぞ
れの施策をやったんだけど、さっき私は住宅問題を取り上げましたけど、B委員か
ら電柱問題も出されました。やはりこの基本計画というのは、大元に区民の皆さん
のそうした要望あるいは現状から、どういう方向かを示すのが基本計画なのと、基
本計画の方向性を出しても、実際にそれに集約していくと、こういう形になってき
て、数字が伸びていかない。だから公園面積を増やしましょうといっても、具体的
になってくると、実際にそうやってこなかったっていうのが、現状じゃないですか。
だから今回の8のところを見ると、公園面積をどこまで増やすのかっていうところ
については、肝心要のことが書かれてないですよ。区民に求めている方向は、そ
ういう方向はあるんだとか、皆さんが求めているこういう子どもの声があるとか、じ
ゃあ、どこまでそれを持っていくのかっていう方向性は、書かれなくてまずいんじ
ゃないでしょうかっていうのが、今回の公園のところではありました。だって結構
ネックになっている一番の課題はそこじゃないでしょうか。ですので、この書き方
については、いずれにしてもお任せしますが、さっきから出されているような
ことも含めまして、公園は本当にもっと面積を広げるために、どういう方向を出し
ていくのかっていうのを示していかないとまずいんじゃないでしょうか。だから
「挑戦」という話が出るんじゃないでしょうか。以上です。

原田会長： どうでしょうか。

事務局： 基本計画はまず方向性を示すのが基本でございます。本当にベストであれば、全
て何かしらの根拠に基づいた目標がしっかりあって、その成果指標を掲載できると

というのがベストでございますが、ご指摘のように、成果指標の目標値については予算があるか、ないからということで、拘束されているわけではなくて、例えば公園で言えば、それに見合った土地が見つかるかどうかもあります。これだけ人口密度が高い地域において、そういった土地が見つかるかどうかもありますし、そういうことだからこそ、この現在の面積の中において、地域の特徴を生かした公園を作っていくという方向も出しているわけでございますので、特にその予算云々だけで目標を設定するということが正しいというふうには区としては考えてございませんが、一つの要素にはなるというふうに思っています。

指標の設定の仕方については、確かに予算を伴うものもございますが、そうでないものもございます。今の予算の中で、どのようにきちっと周知をして、人を呼び込んで、目標達成するかということもありますので、そういったことを総合的に勘案して指標を策定していくということが基本でございます。

前回から、やはり指標について非常に指摘がございまして、今、区の中でも各施策について検討を行っているところでございますが、どういった指標がいいのかということについては、改めて前回も出ました通り、政策経営部等の視点も通しながら、どの数字を設定するのがいいかということについては、改めて検討してまいりたいというふうに思います。

H委員： 何でこの問題を取り上げたかという、前回の基本計画を立てるとき、この公園の問題は議論になったテーマだと思います。一つはマネジメント性といって、要するに、採算性がとれるような公園づくりというのも求められているために、いろんな事業参入なんかも公園の中に入ってきたということがあったために、そちらの方向には議論がいったんだけど、肝心要の面積を増やすという方向がすごく変化したというか、肯定させられてしまった議論があったので、今回そういうふうにならないようにしてほしいなっていうのが、気持ちの上であったことです。以上です。

原田会長： ありがとうございます。少しだけコメントを差し上げると、この基本計画って区で絶対に作らないといけないというふうに法律で書かれているかということ、そうじゃないんですね、やめちゃったっていいわけですよ。極論すればこれだけだっというわけです。望ましくないとは思っていますよ。でもこれだけになると、要するに、財政的なリソースがあるものだけ並べてやるということになると、本当にそれでいいんだろうかというところはあるかなと。やっぱり人の知恵であるとか、情報であるとか、タイミングであるとか、そうしたところも踏まえると、やはりこういったところはやりたいよねというところを、今リソースは手持ちじゃないかもしれないけど、示しておくというところはすごく大事なところかなと。ですから、基本計画の読み方の一番難しいところは、いつまでにそれやるのかということが、その施策によって違う。特に公園は本当に金がないとできない。土地がないといけない。金もないといけないけど、もっとないといけないのは、やっぱり出物がないといけない。というか、それはやっぱりタイミングに非常に左右されるところがあるので、持っておきたいのはインフラ系だということが、どうしてもあるのかなという気が、私はいたしました。

でも、おっしゃることは一つのポイントで、やはり豊島区も含めて全国的に官民連携、正確な公民連携ですけれども、やっぱり公園の活用ということはどんどん広

がっている。そのタイミングとして、前回のタイミングではそうしたところを謳ったということだけでも、本来の公園というのは、やっぱり緑があった方がいいよねということは従来から言っていることなので、そこに対しての視点を落としてはいけないよねというご指摘だったかなという気がいたします。ありがとうございます。では、D委員。

D委員： 8-1の中、3ページ目に「行政分野の枠組みを超えて連携する」というふうに書かれていて、前回と今回の議論を俯瞰的に見ると、やっぱり施設とか、施策とか、共通するというか、担当部署が違うから違う表現で、区民ひろばなんかいろんなところで出てくるわけで、それが、ある方向では文化面で、ある方向では地域コミュニティだっているような、非常に文章ではいっぱい書かれていますけれども、どういう関係になっているのかというのが、非常にわかりにくい。だから、特に区の施設なり、区の事業なりが、何を中心として、どう繋がって、どういう目的で、どういう機能でできているかっていうのを、私は元々技術屋だったものですから、図示しないとちょっとわかりにくいというのが正直なところで、そうすると、だぶってきたところの省けるところとか、もうちょっと機能的に合理的に整理できたりとか、極論言うと、組織論にも繋がってくるかとは思いますが、そうすると組織ももうちょっと合理的にできるんじゃないかとか、それはまた次の段階だと思いますけれども。もうちょっと俯瞰的な、施設なり、事業の施設・目的・機能、それに繋がる組織がどうなっているのかというのを、是非ともすぐではないですけど、最終的にわかりやすく図示していただいた方が、区の側でもそうだと思いますし、区民側でもわかりやすいんじゃないかなというふうにちょっと思いました。

原田会長： このあたり非常に難しいところなんですけども、やっぱりその公共施設の多機能性、例えば公園って何のためにあるの？というのと、例えば自治体によっては保育園を作っているところがあるんですよね。そういう意味で、公共施設とファンクションが一对一で対応していない、そういう状況の中で、その辺の多様性をどう表現していくかというのは非常に難しいところかなと思うんですけど、何か工夫すべき余地があるのであれば、少しコメントいただきたいと思いますが。

事務局： 非常に難しい課題でございますので、いろいろ考えてみたいというふうに思います。確かに現在ですと、各施設の目的とか、何のためにやっていくのかという方向性を、基本的に、区民ひろばとか、図書館とか、そういうものはしっかりここに書き込んでいこうというような作業をしているところでございますが、その横の関係が、どのような関係性を持っていて、事業にどのように関連付けられているかということについて、今の段階の基本計画の構成の中で示すことをどうやるかというのは、なかなかすぐに関かないものでございますので、この基本計画でやるのか、それとも別に区の施策等についてお示しするような資料を作って、その中でどういう施設がどんな役割を果たしているというような一覧表を作っていくのかというような方法もあると思いますので、その辺については、基本構想・基本計画のみにこだわることなく、検討してまいりたいと思います。

D委員： 是非ともお願いします。もう一点だけ、交通のところ、最近の新しい小型交通体系とか、シェア交通に対する対応とか、特に高齢者になると免許返納して、その後どうするのっていうことも含めて、イケバスの活用であるとか、それから最近の

小型特殊原動機付自転車の話であるとか、そういうことも加えて、新しい交通体系について、豊島区って、そういうことが割とコンパクトにできる区だと思いますので、実験的な施策も含めて、ちょっと考えていただきたいなというふうに思います。以上です。

原田会長： いかがでしょう。

都市整備部長： 都市整備部長でございます。ご意見ありがとうございます。8-1の「地域特性を生かした土地づくり」のところの「特色ある拠点の創出とつながりの強化」ということの、○の3番目のところ、下から3行目ぐらいのところに、新たなモビリティの導入も含めて、区全体の地域公共交通のあり方につきましては、きちんと検討していかなくちゃいけないと思ってございまして、今回この基本計画に書き込ませていただいたところです。おっしゃいますように、様々なモビリティがいろいろ出てきていますので、どう使っていくのかということです。豊島区は基本的には交通不便地域ではないので、利便性がすごく高いエリアです。ただそうは言っても、高齢者の方、障害者の方、子育て中の方など、様々な方は、やっぱりほんのちょっとの距離を動くというのが、道路網がすごく整備されているわけではありませんので、その辺を踏まえた上で、検討していきたいというふうに思っております。

原田会長： この辺やっぱり10年ぐらいで、相当動くところだろうなという、そういう意味で、やっぱりこういう先を見据えた表現というのは、当然ながら必要なのかなというふうに思いました。ありがとうございます。他はいかがでしょう。U委員どうぞ。

U委員： すみません。手短にやります。施策の8-2「池袋駅周辺地域の再生」のところで、当然周辺地域の再生と書いてあるので、駅からその周りの広がりについてお書きになっているのかなと思います。ウォークブルなまちとしてとか、回遊性の向上とか、あと駅周辺施設への広がりについて、多く言及をさせていただいているのは非常によくわかるんですが、駅本来の機能のところにももう少し触れていただいてもいいのかなと思ったのが、これから東西ともに再開発が入って、今新しいモビリティの話もありましたけど、タクシーだったり、路線バス、観光バスの乗り口が集約されていく中で、駅自体の交通結節点としての機能強化みたいなところを、もう少し書き込んでいただけるといいかなと思ったので、そこだけちょっとご指摘をさせていただきました。

あと、以前から様々、私もずいぶん発言させていただいたところですけど、高齢者とか、障害者、または子連れの交通弱者の方が、ウォークブルなまちづくりであっても、駅にちゃんとアクセスできるようにというのは、盛り込んでいただいたことは非常に高く評価しておりますので、是非、交通結節点としての機能強化みたいなところを、10年後、20年後見たときに、入れておいていただけるとありがたいなと思います。よろしくお願いします。

原田会長： この点はいかがでしょう。

都市整備部長： ありがとうございます。確かに「交通結節点」という言葉が抜けているような気もしないではないんですが、先ほどのM委員の駅の改善といいますか、将来に向けて、駅自身の部分が課題を抱えているのは確かでございます。駅事業者さん、交

通事業者さんに対して、どういったアクションを起こしながら進めていかなければいけないのかという課題はあります。5年、10年でできる話かどうかわかりませんが、ご指摘をいただきましたので、その辺を踏まえて、書き込みを、〇が1個増えるのか、それともどこかでどうするのか、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

原田会長： 確かに、今日は触れなくていいのかということですよ。これだけ今変わっているのですね。今まさに変えようとしている時と思います。どうしても、この施策については、東と西どうするの？というような話ばかりに、ややなってしまうところがあるので、やっぱり駅本体の機能がより高くなるような、今このチャンスに、どういうふうにやるの？ていうところは、ご指摘の通りかなという気がいたしました。それが多分一番ベーシックな期待、区に対する期待でもあるのかなという気がいたしました。ではG委員どうぞ。

G委員： ここの、8-1のところに入るかどうかかわからないんですけど、「まちに誇りや愛着の持てる幸福度の高い都市」というところで、私も区民ひろばとか大好きで、よく活用したりですとか、あと子どもが巣鴨北中学校に通っていて、隣の大正大学様と一緒に連携していただいたりとか、すごく子どもたちに対して支援いただいているということで、非常に誇りを持って、愛着を持っているんですけども。一方、いろんな方がやっぱり住まれ始めて、地域の方以外の方が来るというところで、時折拝見されるのが歩きたばこなんですよ。子どもと一緒に歩いていて、子どもの目線でたばこを吸って歩いている方がいらっしゃる。一時期そういう方がいなかった気がしたんですけど、最近また増えている気がしております。私も注意したいなと思うんですけども、大体子どもといるときにそういう場面に遭遇するもので、子どもに何か危害が及んだら嫌だなというところがあって、子どもには受動喫煙とか、火がかぶったりとか、すごく危ないので、遠くを歩かせたりとかするんですけども、愛着を持って、幸福度の高いところでは、まちの景観というところで、もちろんたばこを吸われる方を否定するわけではないんですけども、きちんと喫煙所の明記、その土地、その土地であるべきなのかなというところと、あとは、やっぱりマナーの向上というところでは、他から来た人が、「ここは吸っちゃいけないんだ」ということが、わかりやすくあるといいのかなという感じをしております。計画事業の203ページに、やはり事業として取り組まれていらっしゃるので、こういったところも、もしかしたら7番のところで話し合えるところなのかもしれないんですが、どこかにちょっと加えていただきますと、区民としてはちょっと安心かなというところで、お話をさせていただきました。以上です。

原田会長： いかがでしょうか。

事務局： 歩きたばこや、たばこのポイ捨てなどにつきましては、ご発言の通り、地域づくりの方向の7「共につくる地球にも人にもやさしいまち」、いわゆる環境に関する方向性の中で、良好な生活環境の保全という施策がありまして、こちらの中でしっかりと書いております。改めて、まちづくりの方向性などについては、9月の基本構想審議会での審議になるんですが、そちらで改めて内容をお示ししたいと考えております。

原田会長： よろしゅうございますか。

では一旦、今日はこれぐらいで終いにさせていただきます。2時間程度ご議論賜りました。一通り、こうやってディスカッションいたしますと、気付くところがたくさんあって、目を通してあるな、と思うことがございます。是非、またお気づきの点ございましたら、事務局の方にお伝えくださればと存じます。一旦、今日はこれぐらいにさせていただきます。事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

事務局： 本日も多くのご意見をいただきまして、ありがとうございました。

次の第6回審議会は、9月6日（金）に開催いたします。その後、9月上旬は3回基本構想審議会の開催を予定しております。

次回以降も、オンラインの開催とこの現場での開催併用で実施したいと考えております。オンラインでの出席を希望される方がいらっしゃいましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

また、本日この場で意見が言い切れなかったということや、後ほど資料4でご意見が出たということがありましたら、8月6日（火）、1週間後までに、事務局までご連絡をいただければと考えております。

最後に、駐車券の処理がまだの方は受付までお立ち寄りください。

事務局からは以上でございます。

原田会長： それでは、本日の第5回基本構想審議회를閉会いたします。

ありがとうございました。

会議の結果	(1) まちづくりの方向性1・8について、質疑応答を行った。
提出された資料等	【資 料】 資料5－1 まちづくりの方向性・施策（案）の体系について（7/23 時点） 資料5－2－1 まちづくりの方向性1について 資料5－2－2 まちづくりの方向性8について